

クイズで学ぼう！消費生活のキホン(答え)



答えは ② リボルビング払い(リボ払い)

リボ払いは、月々の支払を一定額または残高に対する一定の割合に抑えられますが、支払期間が長くなりがちなので、手数料がかさみ、その結果支払総額も増えます。

リボ払いは定期的な支払が続き、残高が分かりにくくなります。

〇クレジットカードの支払方法と手数料

支払方法		手数料
一括払い (1回払い・マンスリークリア)	代金を一括で支払う	なし
分割払い	代金を何回かに分けて毎月支払う	あり
リボルビング払い (リボ払い)	月々の支払金額を毎月一定額または残高に対して一定率に決めておいて支払う。支払回数は決まっていない。	あり

● 消費生活センター 便利

一人で悩まず「まず相談」!



ショッピングローンやギャンブル、生活費などのための借金を抱え、返済が困難になる多重債務に関する相談が後を絶ちません。借金のことで毎日頭を悩ませるのは大変つらいことです。一人で悩まず消費生活センターに相談してください。



県立消費生活センターでは、月に1回弁護士による多重債務の無料法律相談会を開催しています。(※事前予約が必要です)

また、日曜日から金曜日まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。

★多重債務で困っても、ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。

正規の貸金業者は、国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けています。

そうした登録のないヤミ金融の手口は想像以上に巧妙で手が込んでいます。

好条件の広告(「即日現金GET!」「低利でご融資」など)や不審な勧誘等には十分に注意してください。

●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン…局番なしの188(いやや)番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3  
※日曜日モ相談を受け付けています

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中!  
Instagramモチェック⇒

